

第7回議事録 令和7年1月24日

事務局	
1	本日の委員会は、2時開始を予定しております。 この後、1時53分ごろより開会前ではございますが、連絡事項をご案内いたします。
2	事務局の中村でございます。よろしくお願いいたします。 傍聴の皆様にご案内いたします。 議事の進行を円滑に行う為、開会前ではございますが、ご案内を先に申し上げます。
3	報道関係者の方につきましては、委員長より写真撮影に関する案内がございますので、それまではお席でお待ちください。
4	なお、写真の撮影場所は、報道関係者席前方のポール内をお願いします。 一般傍聴者席を撮影することは、ご遠慮ください。
5	また、事務局より写真撮影終了の案内がございましたら、報道関係者の方はお席にお戻りください。
6	第1部終了時、委員の皆様にご質問がある報道関係者の方につきましては、質疑応答の時間を設けます。 時間につきましては、15分程度を予定しております。
7	質疑応答の間に、報道関係者の方で写真撮影をされる場合も、報道関係者席前方のポール内をお願いします。
8	全ての傍聴の皆様におかれましては、傍聴のみとなっております。
9	会議中の発言は認めておりません。 チラシ等の配布も認めておりませんので、ご了承をお願いします。
10	また、会議中の電子機器・パソコン等のご使用はできませんので、ご協力をお願いします。

事務局	
11	公開方法といたしまして、傍聴要領が定められておりますので、事前にご確認をお願いします。
12	委員の皆様は本職をお持ちの中、委員をお引き受けいただいております。勤務先へ個別の連絡は、お控えくださいますようお願いいたします。それでは開会まで、もうしばらくお待ちください。
吉野委員長	
13	それでは定刻の午後 2 時になりましたので、ただいまから第 7 回桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会を開催いたします。
14	皆様、本日もお忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。
15	初めに、事務局から連絡事項ございますので、その間ですけれども、報道機関の皆様の写真撮影などを許可いたします。
16	なお、撮影は指定された場所をお願いいたします。よろしくお願いいたします。では、事務局からよろしくお願いいたします。
事務局	
17	事務局の搅上でございます。よろしくお願いいたします。
18	では、委員の皆様にお配りした配付資料についてご案内いたします。まず、はじめに次第・出席者名簿・座席表がでございます。
19	次に、前回までの第三者委員会で要請のございました資料について、資料番号、資料一覧表に沿ってご案内いたします。
20	こちらにつきましては、傍聴の皆様にも配布している資料になります。お手元がない場合は、後方に控えております事務局係員にお知らせください。

事務局	
21	では、第 1 部配布の資料をご案内いたします。 資料番号 9-4-3 保護申請や開始が増えた要因について 資料番号 9-7-5 要保護者の生活状況の把握及び居住の安定の 支援等の対応について 資料番号 11-1-6 生活保護費支給マニュアル 資料番号 14-1-4 特別監査に対する改善状況報告表 (令和 6 年 12 月 31 日現在) 資料番号 15-2 第三者委員会が行った事実聴取結果
22	配付資料は以上になります。
23	資料の一部は、事前に委員の皆様にお渡しさせていただいたものと同じでございます。
委員一同	お手元の資料に不備等がございましたら、お知らせいただきたいと思います。皆様のお手元にありますでしょうか。
24	はい、大丈夫です。
事務局	
25	それでは、本日の委員会に出席された委員の皆様につきましては、お手元に出席者名簿を配付してございますので、ご確認をいただきたいと思います。
26	続きまして、桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会設置条例第 6 条第 2 項によりまして、委員総数の半数以上の出席をもって成立するとしておりますが、本日は現時点で 4 名中 4 名の方がご出席でございます。本委員会は成立してございます。
27	また、公開方法としまして、傍聴要領が定められておりますので、ご協力をお願いいたします。
28	ただいまより会議終了まで報道関係者の方も、撮影・録音はできませんので、よろしくお願いいたします。
29	また、本日の議事録は、閉会後に準備が整い次第、桐生市のホームページでご確認をいただけます。

事務局	
30	本日の議事の進め方でございますが、会議内において個人情報に関する質問が生じた場合には、第 1 部終了後、第 2 部非公開の場を設け、審議させていただきますのでご了承ください。
吉野委員長	
31	はい。では事務局から説明が終わりましたので、これから議事の方に移りたいと思います。
32	先ほどご紹介いただいた本日付で提出されている資料がございますので、こちらにつきまして順次取り扱っていききたいと思います。
33	まず初めに、資料番号 9-4-3 生活保護申請や開始が増えた要因について、こちらの説明をお願いしたいと思います。
保護係長	
34	福祉課の佐藤です。説明させていただきます。9-4-3 の資料をご覧ください。保護申請や開始が増えた要因につきましては、前回の第三者委員会で検証の必要があるのご意見をいただきました、増加の要因と事由別の開始世帯数の前年度との比較を示す資料になります。
35	開始世帯数が今年度の 4 月から 10 月までで、昨年の同時期と比較して 80 世帯増えており、最も増えているのが、その他の事由で 38 件の増、これは主に預貯金の減少となっております。
36	その他、定年・失業による就労収入減が 15 件の増、県外からの転入が 11 件の増となっております。なお、県外からの転入につきましては、県外の施設が閉鎖となり、その入所者を桐生市内の施設が受け入れたケースが大半を占めております。
37	転入以外の要因は、明確に把握しておりませんが、物価高騰による影響の他、申請しやすいように窓口対応を改善したことや、ホームページをわかりやすくしたことなどが影響しているものと考えております。説明は以上でございます。
吉野委員長	
38	はい、ありがとうございました。

吉野委員長 39	ただいまご説明いただきましたけれども、委員の皆さんの方からご質問ありますでしょうか。 では、お願いいたします。
川原委員 40	資料ありがとうございます。私の方から質問ですが2点ありまして、転入で、県外から0から11ということで、大きく増えていって、ご説明では廃止施設から市内の施設に入所になったと、この廃止になった施設というのは、特定の一施設で、そこからその入所の方が市内の施設に分散されているのか、特定の施設に転入になったのか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。
41	2点目はその他で、これも38件ということで、預貯金の減少ということが主な要因という話がありましたが、ここもこれまで境界層措置が多かったという中で、逆に境界層措置が減ったのではないかというちょっと推測があります。それがどうなのかと。
42	もう一点、これまで申請がなかなか受け付けてもらえなかった、あるいは、申請を受け付けられても却下されたという方で、新たにその申請が通り、生活保護の該当になったという方が、細かい数字はともかくどのぐらいいらっしゃったかというイメージがわかればと思うのですが、この点分かる範囲でお願いします。
吉野委員長 43	はい、主に二つありましたけれども、順次でも結構ですし、答えやすいところからお答えいただければと思います。
福祉課長 44	はい、福祉課の小山です。よろしくお願いします。 まず、転入に関しては、1ヶ所の施設が廃止となって、受け入れた施設も1ヶ所というようなこととなっております。廃止が増えた理由の部分での境界層却下についてなんですけれども、こちらについてちょっと詳しく、境界層部分としては、こちらには当然廃止件数ですので含まれておりませんが、境界層の却下件数自体としては、今年度の4月、5月が多かったのですけれども、昨年と比べては4月、5月の却下件数を見ますと、昨年が18件、今年度が16件ということですので、これは全ての却下件数ですけれども、それほど大きく変わってはないという状況となっております。

福祉課長 45	最後の点についてはちょっと具体的に今何かというところではないのですけど。
川原委員 46	新規で入ってきた方なのか、それとも継続で申請相談等に訪れていた方なのか、今年度に入って申請を受け付けてもらえたのかという部分が、今のデータではわからないということよろしいですか。
吉野委員長 47	はい、お願いします。
福祉課長 48	具体的に2回目、3回目という方かという統計はとっていないという、申請回数に応じた開始の統計までは取っていないのですけれども、見ている限りでは、基本的には新規の方がほとんどという状況になっております。以上です。
吉野委員長 49	他に委員の皆さんの方からございますか。はい、お願いします。
新木委員 50	はい。私の方から質問させていただきます。資料作成ありがとうございました。この就労収入減のところで、定年・失業がですね、去年は同時期が2件だった、今回は17件ということですが、桐生市全体のこの失業だとかですね、定年、それからもう一つは状況ですね、それから失業といった場合、何歳ぐらいの方がですね、主に失業になって生活保護の対象になったのかというのが分かれば、教えてもらいたいと思います。
吉野委員長 51	わかる範囲でどうでしょうか。
福祉課長 52	はい。こちらの定年・失業というのは統計上、定年・失業ということで、載せさせていただいておりますので、基本的には失業ということでご理解いただければと思います。桐生市の状況ということだと、失業率とかの部分での状況というのは、今、資料が手元にないので、ちょっとお答えできないのですけれども、具体的に年齢別の失業の割合というのは、今はとってはいないところですが、これも申請、ケース診断会議とかでの様子を見ると、50代の方の失業というのが多いというような状況になっております。以上です。

吉野委員長 53 新木委員 54 福祉課長 55 新木委員 56 吉野委員長 57 福祉課長 58 吉野委員長 59	はい、ありがとうございました。新木委員、よろしいですか。 今の50代の方が多いということですが、当然廃止になりますと、世帯主ですね、世帯主が何歳かというのは全部データをとっているのではないかと思いますけれども、それはわからないということなのですか。 はい。年齢別の統計はとっておりませんので、当然、統計をとるということは可能とはなりますけれども、現状、開始時の事由別の、年齢別の統計というのは今手元にはないということです、必要であればそこは統計のほうをとらせていただいて資料を提出したいと考えております。以上です。 はい。いわゆる稼働年齢層の方々についてはですね、特に福祉事務所とすると状況把握というものが必要になってくるわけですね。そうすると、今課長さんの方からですね、50代の方が多いだろうという話を、今お聞きしましたがけれども、その辺は当然今後のですね、技術支援とかですね、そういうところも含めて一緒になってくると思うのですね。そういった点でもやはり、その辺を分析していただいてですね、こういった年齢層の失業の方がここに対象となってきたか、調べていただければ一番ありがたいなと思っております。以上です。 はい、ありがとうございます。そちらについては、何かお調べしたものを用意していただくことは可能ですかね。 はい、承知いたしました。 では、お願いいたします。他にございますか。私から少しすいません、今の分析の中の統計、開始事由でその他というところで預貯金の減少が多いという傾向についてお話があったと思いますけれども、このその他事由ですが、一応おさらいとして、他にこういったものが含まれるかというのを一応確認した上で、またお聞きしたいと思うのですが、その他、ということですが、預貯金の減少以外の要因として、どんなものが挙げられますかね。
---	---

保護係長	
60	あの、ちょっとすいません。お時間をいただければと思います。
吉野委員長	
61	そうですか。開始事由のところは先ほど新木委員が質問されていましたが、結局その他というところは勤労世帯だと思うのですよね。稼働可能年齢世帯がここに入ってきていると思いますので、まず少しちょっと気になるなというふうに思ったところですので、またちょっと教えていただければと思います。
62	それからもう一つありますけれども、本文の方で転入以外の要因のところ、最後のところで分析があると思います。そのところで、申請しやすいように独自に対応を改善したということが冒頭掲げられているのですが、これはこの後の監査の回答の報告になりますか、それとも今ここでお話いただいた方がいいか、どうでしょうか。
福祉課長	
63	はい。こちらにつきましては、これまで第三者委員会のほうでも報告させていただきました受付票の作成ですとか、窓口に申請書・しおりを設置した、そういったものを考えている、業務として挙げているものであります。以上です。
吉野委員長	
64	分かりました。他に委員の皆さんの方から何か質問大丈夫ですか。はい、では、こちら 9-4-3 についてはここまでにしたいと思います。
65	続きまして資料番号でいきますと、9-7-5 要保護者の生活状況の把握および居住の安定の支援等の対応、こちらについてですけど、よろしいですか。説明お願いします。
保護係長	
66	9-7-5 の資料をご覧ください。 要保護者の生活状況の把握及び居住の安定の支援等の対応につきましては、前回の第三者委員会で、厚労省通知に基づき第三者民間団体による金銭管理を利用している受給者に対し、適切に金銭管理をしているかどうかの聞き取りをしたと申し上げた際に、委員長から質問を求められた厚労省の通知になります。2 ページをご覧ください。中段の 2 保護費の適正な支払いの部分が、第三者と金銭管理契約を締結している場合の対応について記述されてる部分で、この部分に基づき聞き取りを実施しました。説明は以上でございます。

吉野委員長	
67	はい、ありがとうございます。確かに前回のときをお願いをしたものということになります。そうすると、この２ページの２番のところですかね、ここが主なところということになりますかね。委員の皆さんの方から、何かありますか。
68	大丈夫ですかね。そうしましたら、これは国からの通知ということで、これに基づいて行政の事務的なことがなされるということなので、これは後で確認をこちらの方でもさせていただくというふうにしたいと思います。この資料はこれでよろしいですかね。
69	そうしましたら、引き続きまして、次の資料になりますけれども、資料番号は 11-1-6 生活保護費の支給マニュアルというのがあります。こちらについても引き続きお願いします。
保護係長	
70	はい。11-1-6 をご覧ください。 生活保護費支給マニュアルにつきましては、県の特別監査に対する是正改善措置状況を報告する中で示していたマニュアルでございます。
71	１ページをご覧ください。 １、本マニュアルの役割でございますが、マニュアルを作成するに至った経緯や目的でございます。 ２、支給日でございますが、事由別の支給日を明記しています。 ３、支払方法でございますが、原則、口座振込でありますことや、初回支給や通帳を持たない方や、緊急を要する場合は現金での支給になることを明記しています。 ４、支給の準備でございますが、経理担当者による支給の準備の月例処理を明記しています。なお、(３) 随時支給の準備につきましては、１月から新庁舎移転に伴い、事務所内での資金前渡の現金管理を廃止し、都度、資金前渡口座から引き出す方法に変更することができました。 併せて、随時支給についても毎月５日以降としていたものを、月の初日から支給できるように変更しています。

保護係長 72	5、窓口支給でございますが、窓口での支給方法を明記しています。特に②支給にあたっては、経理担当者とケースワーカーの2名体制で行うことや④印を持たない場合は、自署してもらうことや、確認した職員が本人自署確認と記載し、担当者印を押印することを明記しています。 6、現金の管理でございますが、現金の取り扱い方法を明記しています。⑥週1回、管理職による金庫の残金の確認や、⑦予定日を過ぎても支給していない被保護者がいた場合、直ちに連絡を取ることや、⑧未支給の保護費封筒を翌月まで繰り越さないようにすることです。 7、資金前渡の精算でございますが、精算処理を5日以内にすることを明記しています。 8、不適切事務処理の未然防止でございますが、口座振込の推奨と預かり金については、手提げ金庫で保管を行わないことを明記しています。なお、桐生市財務規則に準拠した内容となっております。説明は以上でございます。
吉野委員長 73	はい、ありがとうございました。こちらについて委員の皆さんの方から確認しておきたいことや質問などございますか。
小竹副委員長 74	はい。一つちょっとイメージが湧いていないのでお伺いしたいのですが、2番目の支給日についてなんですけれども、(2)の追給というのは、どういうパターンがあるか、ちょっと具体的に教えていただければと思うのですが。
保護係長 75	受給者には月1回、生活保護費が支給されますが、それ以外に急な支出とかで、例えば引っ越し代とか家賃の更新料とか、どうしても出費が急に出てきたもので、そういったものに対して追加支給、追給ということになっております。以上でございます。
小竹副委員長 76	ありがとうございます。今の質問の意図の追給ということと、あとこれは最後の預り金8の(2)の預り金のところで、個人のお金を預からないということを明記していただいているので、これを合わせると分割については、どういうふうなお考えを持ってらっしゃるのか、ちょっとお聞きしていいでしょうか。

小竹副委員長 77	つまり、分割払いで残ったのが追給かなという可能性もあったので、今最初に確認させていただいて、8の(2)のところでは、もう預り金はないよという話だったので分割はしない方向なのか、そこら辺の方向性を教えていただければと思います。
福祉課長 78	はい。基本的には分割はしないということになります。ただ、もしどうしてもそれが必要な事由というようなことになれば、基本的には随時支給での支給方法しか、現状では対応できないということとなっておりますが、基本的には分割支給はしないように努めてまいりたいと考えております。以上です。
小竹副委員長 79	はい、ありがとうございました。
吉野委員長 80	他の委員の皆様いかがですか。はい、お願いします。まず、川原委員から。
川原委員 81	はい。今のご回答の中で分割支給は原則しないという中で、民間金銭管理団体等から分割支給をされているという事例があったわけですが、これについては市としては関知しないのか、あるいはどの程度まで把握されるという部分についてはいかがでしょう。
福祉課長 82	はい。基本的には当然ご本人の口座に振り込んでおりますので、その時点で支給を終えているという形になります。その後、民間団体が使途についての管理するような流れになります。当然、ご本人の意思に基づいてその契約を行っているということとなりますので、先ほどご案内しました厚労省通知の2番に基づいた対応をしていくという形を考えております。
川原委員 83	はい、ありがとうございました。そうしますと、民間管理団体に保護費を支給することは、先ほどの厚生労働省の通知に基づいて今は行っていないということよろしいですか。はい。
福祉課長 84	当然、民間管理団体にお金を支払うというようなことはございません。あくまでもご本人に支給をしているという状況でございます。

吉野委員長 85 新木委員 86	では、新木委員ありますか。 はい。8の(2)の中にですね、保護費の預かりや返還金の預かり、それからその他私金、私のお金ですね、ついてということですね、ここに書いてありますけども、その中で手提げ金庫での保管を行わない、手提げ金庫での管理を行わないということは、他の管理の方法があって、そういったことをやるのかなということですから、どういうふうに解釈してよろしいでしょうか。
吉野委員長 87 福祉課長 88	はい、お願いします。 はい。基本的に当然そういうものを預からないというようなこととなりますけれども、場合によっては、亡くなった後に遺留金とかというような形が発生する可能性もございます。それにつきましては、発生した場合には、保管金の扱いで、財務規則に則った扱いをしていくということが考えられます。
89 新木委員 90	ただ基本的にここで言っているのは預からないということで、他に何か預かり方法があるかということ、基本的にはないというふうに考えていただければと思います。以上です。 はい、役所も今後については預からないということでよろしいですね。はい。それとその他私金、私のお金っていうのですが、これについては、ここに記載されていますけど、それはどういうふうに考えてこの言葉が出てきているのかというのを、ちょっと説明できればお願いしたいです。
福祉課長 91 吉野委員長 92	はい。基本的に、受給者から何らかの理由でお金を預かってほしいというような申し入れがあったとしても、それはやはり預からないということを基本にということで、それと、様々な私のお金を預かるということのないような形を改めて明記しているものでございます。以上です。 ありがとうございます。他にご質問いかがですか。

吉野委員長 93	とりあえず、それだけですかね。そしたら、すいません私から質問しますけれども、マニュアルの 1 ページ目の 3 番の支給方法のところで、今後ですね、原則として、口座振込を支給方法としてとるということが冒頭に書かれておりますけれども、ただしの後ですが、初回支給は現金で行うということですかね、これはそう読んでいいのかどうか一応確認したいのですが。
福祉課長 94	はい。口座振込につきましては、どうしても時間を要してしまいますので、初回はそこまでの間、調査等でも時間がかかってしまい、手がかかってしまうということで、なるべく早く受給者にお渡しする形になりますと、やはり現金が一番早いということで、初回については、現金支給ということで進めていきたいというふうに考えております。
吉野委員長 95	初回支給と絡めてですね、取り扱っている 3 事案があったと思いますけれども、事案 3 の方の場合には、保護決定通知そのものの告知というか、送付が遅れてしまったというようなことがあるのですが、この初回支給のときに保護決定通知を合わせて渡すというのは、これは保護費の支給なので、これは書いてないのですけど、そこの扱いはどうなるのですかね。
福祉課長 96	はい。今回は支給マニュアルということで、決定通知等のことは記載していませんけれども、当然ながら決定通知とあわせて支給をするという流れとなります。ただ、当然その方の状況によっては、先に郵送で決定通知だけ送るというような可能性もあるかと思います。以上です。
吉野委員長 97	はい。この初回支給を行うとすると、現金ということになりますが、先ほどの話でいくと、あらかじめ出金をしておいて、現金を保管するというのではなくて、都度出金をするというお話だったと思うのですが、そうするとその方が来庁され、福祉事務所に来る日が決まったら、その日に出金処理をして、ご当人にお渡しするとういう流れでいいのですかね。
福祉課長 98	はい。基本的にはそういうふうな形となります。ただ来庁時間とかにもよりまずけれども、前日に用意をするという可能性もございます。ただ基本的にはなるべく来庁、その間の現金保管のないような形というような方法をとりたいというふうに考えております。

吉野委員長 99	はい。わかりました。ごめんなさい、他よろしいですか。大丈夫ですか。
小竹副委員長 100	すいません。畳みかけるような質問で申し訳ないのですが、6番のこの現金の管理のところに、手提げ金庫が登場するのですね。これは今お話があったような、朝出勤して手提げ金庫に入れて、夜には回収するという基本的には手提げ金庫の中には現金が残らないようにする管理の仕方という理解でよろしいんですね。
101	これはあくまでも管理ということなのですが、手提げ金庫というワードが出てくると手提げ金庫にいつまで経っても現金がなくなる、残るかなと、ちょっとイメージを持ってしまうのですが、そういうわけではないという理解でよろしいですね。
102	朝、手提げ金庫にお金が入って、引き上げるときには、現金はまた元に戻る。そういう理解でよろしいでしょうか。
吉野委員長 103	どうでしょう。
福祉課長 104	はい。基本的に現金の保管場所のことを、ここでは書いておまして、事務所内で保管するのがこの定時時間内ということになります。定時外につきましては、③番のところでありますけれども、現金保管バックに入れて出納室に引き継ぎをするという形です。ただ、そこで入れている現金というのは個人別に封筒に入れて、その方の誰の分だというのが、はっきりわかるような現金という形となります。
小竹副委員長 105	そうすると、そういう個人別の袋があって、ちょっとイメージとしては以前もその手提げ金庫の中に袋があって、分割というのがまた彷彿してしまうものですから、基本はその個人的に分けて払いきったら、もうその封筒はなくなるという理解でよろしいですね。
106	何か封筒が残っていると、分割の時のちょっと悪夢がまた出てきてしまうので、そこの辺りをちょっと確認させていただいているのですが。

福祉課長	
107	はい。基本的には当然、払えばその封筒はなくなるということになります。ただ、支給日が現金支給の方で5日の支給日に、必ずしも取りに来てくれるというわけではございません。ですので、残る可能性もありますし、先ほどの随時支給の場合であっても、その方のご都合で予定日に来られないという形もありますので、必ずしもすぐに渡せるとは限りませんが、基本的にはそういった、はっきりとわかる金額以外は入らないという形になります。以上です。
小竹副委員長	
108	わかりました。すいません、くどくてすいませんでした。
吉野委員長	
109	ごめんなさい。私、もう1個質問がありまして、先ほど生活保護費の支給方法として、分割支給は真にやむを得ない場合というようなお話があったと思います。
110	そのことが書かれていないような気がするんですけど。どこかに書かれていますか。真にやむを得ない場合には分割支給を行うことが。
福祉課長	
111	はい。先ほど申し上げました通り、現行では分割支給をするという想定がないものですので、この支給マニュアルには記載はしていないということになります。真に必要な場合には、新たに支給マニュアルのところに、項目追加というような形にはなるかと考えております。以上です。
吉野委員長	
112	これまでの福祉事務所からの説明内容を踏まえると、生活保護の利用を申請されてる方について、個別の事情があって、そして一括支給することによってその方の生活が困窮するという、そういう恐れがある場合に分割支給の方法をとってきたのだと。
113	こういうお話があったと思うんですけど、そういった方の場合はそうすると、その真にやむを得ないかどうかというのを検討せず、一括でこれからお渡しすると、こういうことになるのですか。ちょっとわからないんですけど、そういう個別の事情に応じたことはどうされるのでしょうか。

保健福祉部長 114	はい。すいません。保健福祉部長の宮地です。分割支給につきましては、ルール上できることはできますので、その辺について、今後マニュアルの中できちんとうたい込むということは、確かに意味があるかなとは思いますが、はっきりさせる意味でやはり今後ですね、どういうふうにして載せるかというのが、現時点では一応先ほどもご説明したように前提として行わないものですから、現時点ではマニュアルには記載していないという状況でございますので、今後その辺については検討させていただきたいなと思います。
吉野委員長 115	わかりました。そうしましたら、私達、第三者委員会ができた大きなきっかけでもありますし、その支給方法、そのものについては国の方の指針としても、個別のところも言及したところはないというところで、今回の事例が発生したものと理解していますから、そういったところを踏まえますと、せっかくお作りになったマニュアルですので、これまでのところを振り返られた何かというところが加わってもいいのかなと思ったものですので、これはこれで今年の1月1日から施行されているということですので、この通りということですが、随時、より良いものを目指して改変していただけたらというふうに思います。
116	そうしましたら、こちらのマニュアルの関係はよろしいですか。それでは資料番号の14-1-4ですね、特別監査に対する改善状況の報告書というのがございますので、ちょっと文字が小さく、すいません、こちらのご説明をお願いしていいですか。
保護係長 117	14-1-4をご覧ください。 特別監査に対する改善状況報告表でございますが、毎月、群馬県に報告させていただいている12月31日現在の本市の状況になります。既に10月末、11月末の状況を報告し、桐生市ホームページでも公表しており、今後も準備が整い次第公表いたします。
118	今月の改善した分につきましては、赤字で記載しており、12月は生活保護支給マニュアルを作成したことや、人権に関するオンライン視聴研修を生活保護業務関係全職員で実施いたしました。 説明は以上でございます。

吉野委員長 119	はい。そうするとこれは 10 月、11 月分の報告に加えて、赤字の部分が 12 月の段階に加わったと、こういう趣旨でよろしいですかね。
福祉課長 120	間違いございません。
吉野委員長 121	それぞれ改善事項を事細かに挙げられておりますけれども、特に 12 月に行ったこととしては、先ほどご紹介いただいた部分ということなんです。
122	わかりました。そうしましたら委員の皆さんの方からあれですかね。ご質問などありますか。いかがですかね。
123	おそらく前回のときには、研修などの参加を報告していただいて、その意義について確認をしたところだと思いますけれども、今回についてはページ番号が 5 ページですかね、5 ページのところの末尾のところが特に赤い文字がたくさんありますけれども、そこを見ますと、研修の自らの企画実施というところがいろいろと重なっておりますので、こちらの方を福祉事務所が考えて実施したと、こういう理解でいいですかね。
福祉課長 124	はい。今後のことも含めて、今回オンライン研修を選択させていただいたということになります。また、今後も継続した取り組みをしていきたいというふうに思っております。以上です。
小竹副委員長 125	すいません。この人権に関連したオンライン研修ですけども、このコンテンツは、どこから研修のコンテンツを持ってこられたのか、ご自身で作られたのか、ちょっとすいません、私聞きもらしてしまったかもしれませんが、教えていただけますか。
福祉課長 126	はい。こちらにつきましては、人材育成課で契約をしている動画の視聴をしているメニューの中から選択をして、受講したというような形となります。
小竹副委員長 127	ありがとうございます。

吉野委員長 128 新木委員 129	他にございますか。はい、お願いします。 赤字で追加していただきましたですね、5 ページの一番右側の下から 3 行目ですかね。3 枠目ですけども、12 月 4 日に研修を受けていますよということになっていますけれども、どういった役職の方が研修に参加したのか、そして、職員にどのように伝えたのか、それをちょっと説明お願いします。
吉野委員長 130 福祉課長 131	はい、お願いします。 はい。こちらにつきましては、群馬県の主催の研修となります。例年開催している研修なんですけれども、例年は 2 名程度で参加をしていたところ、今年は群馬県も配慮していただいて、4 名参加させていただいたということで、これまで参加をしたことのないケースワーカーが参加をしたというような形になっております。
132 新木委員 133 福祉課長 134 吉野委員長 135 小竹副委員長 136	この研修結果につきましては、係内で電子掲示板を作りまして、そういったものにもアップして共有をしていく、あと事務研究会でも状況を報告するというような形で共有化を図っているところでございます。 以上です。 そうすると、4 名の方全員がケースワーカーということで、査察指導員は参加をしていないということでよろしいですか。 はい。今回は参加しておりません。 はい。他にございますか。よろしいですか。 すいません、オンライン研修についてですが、これは既にコンテンツがあるものを選ばれたということですけども、やはりちょっと気になるのが、どういうタイミングで視聴されたのか、業務時間内なのか、それともどうなのかなと。

小竹副委員長 137	お忙しくていらっしゃるので、なかなかそのタイミングないのかなという気もするのと、あと桐生市さんがそうだというわけじゃなくて、ややもすると、動画をつけて何か別のことをやっているという形もあるかもしれないと思っているので、確認テストみたいなものっていうのがあるのかなというのをちょっと確認、教えていただきたいのですが。いかがでしょうか。
福祉課長 138	はい。今回の研修は個人個人のパソコンで見られるというものでして、前回のDVD研修は何人かで見るものでしたが、今回の研修は振り返り確認というものがついてはいなかったもので、そのメニューの中に具体的な振り返りというのはないのですけれども、今後、その研修を見た感想等を話し合うというような機会を作っていければというふうに考えております。以上です。
総務部長 139	委員長、すいません。中身については、人材育成課長に説明してもらいますので。
吉野委員長 140	はい、それではお願いします。
人材育成課長 141	はい、すいません。人材育成課長です。人材育成課の方で全庁的な研修等を扱っております。今回の福祉課と話をする中で、人権研修的な部分、こういったものを何かないかということで、うちの方で契約しております、先ほど言った通り、動画配信研修を扱っておりますので、その中で今回アンコンシャスバイアスということに関する研修を受けてもらったという形になっております。
142	このアンコンシャスバイアスというのは、無意識の思い込みとか偏見というようなことで訳されると思いますけれども、わかりやすく言うと、女性の職員に限って、「子供は大丈夫かい」ということを言ってみたりとか、「男性は理系、女性は文系」とかという、いわゆるこの人は男性だからこうだろうとか、女性だからこうだろうということを、気付かずにそのように思い込んでしまうというようなことが人間はあるということで、そのことに気づかず、他者の人権を傷つけるということに繋がっていくんだということをしっかり理解しましょうと。

人材育成課長 143	非常に基本的な部分、そういったことを今回研修でやらしていただいたということです。この研修の仕組みについては、これ、例えば誰が何をどのくらい視聴したかっていうのは、管理者、こちらとしても確認できるような状況になっております。そのような仕組みの研修になっております。以上です。
小竹副委員長 144	ありがとうございました。研修をやったということは、多分アウトプットで、そのアウトプットによって皆さんの志が、自分に厳しく業務に臨めるようになったかというアウトカムの方が、やはりとても重要だと思います。ぜひいろいろチェックをして、また、やり方も工夫されて、ぜひお願いできればと思います。ありがとうございました。
吉野委員長 145	はい。それではお願いします。
福祉課長 146	戻りますけれども、提出しました 9-4-3 の資料の関係で先ほどそのほか、預貯金の減少以外にどのようなものがあるかということですが、ホームレスでの保護開始ですとか、みなし保護、世帯分離といった理由がございます。
147	具体的に今ははっきりあったと申し上げられるのは、ホームレスの方というような状況でございます。もし、内訳が必要であれば、こちらの方の資料を作成したいと考えておりますが、いかがでしょうか。
吉野委員長 148	先ほど一つ、こちらの方で追加の資料をお願いしましたので、併せてそうしましたら、内訳のほうを明らかにしていただければと思います。
福祉課長 149	承知いたしました。
吉野委員長 150	はい。それでは先ほどの監査の関係の改善状況の報告というところがここまででよろしいですかね。はい。
151	それでは続きまして、資料番号の 15-2 になりますけれども、こちらは私達第三者委員会が行った事実聴取の結果になります。これについて私からご報告をさせていただこうと思います。

吉野委員長	
152	私達 4 名の委員です、立会いまして、それぞれの方から実際にご協力をいただいております。表題にもあるとおり、事実聴取の結果としてこちらの方から、まず応じていただけるかどうかということをお伺いして、応じていただいた方に関して、直接お伺いする機会があったということで、その中でその当事者の方から説明を受けたこと、あるいはこちらの方から、ここはどうなのかという形でご質問を差し上げて聞き取ったこと、こういったことを報告したものというふうになります。
153	第三者委員会の方です、これから報告する内容が全て事実だということをお伺いして、そこについてはご了解ください。まず 1 枚目になりますけれども、ここに概略を見ていただけるようにということで書きました。
154	生活保護の利用者の方については、私達が検討しております 3 事案の方、それぞれの方に声をおかけしまして、それぞれの方からご協力をいただきました。事案の 1、事案の 2 については現在、聴取内容についての調整中ですので今日の報告はございません。
155	それから、第 2 のところですが、これは金銭管理団体ということで、明確に 3 つの団体でございますので、その 3 つの団体から事実聴取できないかということで働きかけをお願いいたしまして、それぞれ応じていただくことができました。桐生市の社会福祉協議会さんについては実名でやっております。
156	それから第 3 で社会福祉施設からの事実聴取、これも関係する事案がございますので、こちらの方からお願いをし、聞き取りに来ていただくことができたということになります。
157	それから第 4 で、群馬県地域生活定着支援センター、こちらについては、事実聴取を進める中で、生活保護支援をやっている国からの受託事業があるということなので、その関係で聞き取りを増やしたということでこちらにも応じていただくことができました。

吉野委員長	
158	第 5 の職員から事実聴取、こちらについては後ほど報告したいと思いますが、現職職員の方はアンケート形式です。退職職員の方が実際に参加をお願いいたしまして、私どもの 4 人からの質疑を受けていただいたものということになります。
159	退職職員の関係はすいません、実施したのが 12 月 25 日でして、まだちょっと調整中ということでございます。
160	内容の方になりますけれども、まず第 1 のところになります、2 ページです。2 ページのところ、事案 3 については調整が整いましたのでご報告をさせていただきます。
161	事案 3 につきましては、当初から福祉事務所からの説明を受けていたところでしたけれども、これに関しまして当事者ご本人から聴取のご協力をいただくことができたということなので、その中で把握しました、聴取することができました事実関係の概略をこちらで報告をしております。
162	こちら先ほどちょっと私の質問にもありましたけれども、主眼とするとこの方については、生活保護の開始決定があったということを知らせる通知自体、開始決定通知自体、いつ受領したのかという問題と、それからその生活保護の開始決定があったことに関して、実際に生活保護費をどうやっていつ受領したのかというところが、主眼でございまして、こちらについての聞き取り内容ということになっています。
163	これはあくまでご本人からお聞きしたことということになりまして、これまで福祉事務所から説明を受けている内容とは、食い違っている部分があるということは前提としてお話ししたいと思います。
164	(2) のところがその内容になりますけれども、カタカナのイのあたりですかね、この辺がご当人の認識が書かれておりまして、保護決定があったという連絡を受けた後ですね、この現金ではなくて本人は振り込みになるものということで、ATMを一生懸命確認していたという話をされておられました。

吉野委員長	
165	それでも 11 月になってもお金の振込を確認できないということで、その後福祉事務所に外向くことになりまして、そして 11 月 10 何日にその年の 9 月分の保護費を受領したということになっています。
166	この受領した際に、署名押印などをしたことがないということをお話になっているのと同時に、保護決定の通知書を受け取った記憶がないというお話をされておられました。
167	3 ページ目ですけれども、その後ですね 10 日後になりますけれども、11 月 27 日の訪問時において、10 月分と 11 月分の保護費、これをいずれも現金で受領したというお話をされておられました。
168	このときにですね、いろいろと同席されていた弁護士、司法書士がいたということで、福祉事務所当局とのやりとりがあったというお話をしております。その中で初めて受領簿というものがご本人の前で示されたようで、その受領簿というのを見ると、10 月 27 日付という、要するに自分がお金を受け取った日ではない日のところに受領印が押されているのがわかったのだけれども、その受領印自体、自分が押したものでもないし、それから印影も自分が持っている印鑑とは違っているということがその場でわかったというような話をされていました。
169	こちらの方はそういうお話を伺ったうえで、この方のケース記録等の記録がありますので、そちらの方から事実関係を抽出して確認できたことというのをそこに記載しております。
170	カタカナのアからエまでありますけれども、それぞれですね、整合するその聞き取った内容と一致する部分と、それから整合しているのかどうかというのがちょっと疑義の残る部分と、いろいろありますけれども、そのとおりのことが確認できたということになっています。
171	事案の 3 については今のような報告になりますけれども、委員の皆さんの方から、お聞き取りいただいた場面あったと思いますけれども、個人情報にはちょっと配慮しながらですけど、何か追加でお話いただけるようなことございますか。いかがでしょう。

吉野委員長	
172	一応、事案 3 の方については、このような報告をさせていただこうと思います。同じような形で事案 1、事案 2 の方との面談での事実聴取を終えておりますので、この後調整が整えば、公表することが可能になると思います。
173	続いて 4 ページ目に行きたいと思います。4 ページ目は金銭管理を行っていた団体からの事実聴取の関係です。3 つの団体からそれぞれお聞きをしました。1 つ目は桐生市の社会福祉協議会です。
174	こちらにつきましては、日常生活自立支援事業というものがあまして、その中で確かに桐生市の福祉事務所から生活保護を受けておられる方についての日常生活自立支援事業の一環として金銭を受領して、その管理をしていたというような中身が報告されております。
175	そちらにつきましては、社会福祉協議会の事業ですので、判定ガイドラインというようなものがあまして、そちらに基づいて事務手続きを実施していたということが説明されまして、その中で最終的に複数回の意思確認をした上で、ご本人とその金銭管理の契約を締結して、その上で、通帳や印鑑を預かって、計画通りの支援を進めるということがされていましてという説明がありました。それが 5 ページのほうになります。
176	5 ページのカタカナの力ですけれども、具体的な金銭管理の内容については、サポートするということになるので、いろんな事情がありますけれども、ご本人から要望があった場合には 2、3 日以内には対応していたというようなことが報告をされています。
177	金銭の支給方法に関しては、カタカナのキになりますけれども、払い戻しをする前の関係で組織内の決裁を取ることと、それから払い戻しをした後には、ご本人に受取書を書いてもらっているというようなことがありまして、そこに強制的には金銭管理をすることができない制度設計になっておりということが書かれておりますけれども、その通りの説明を受けたということです。

吉野委員長	
178	社会福祉協議会の自立支援事業の関係ですけども、何か委員の皆さんの方からご報告、何か補足することございますか。
179	そうですね。この事実聴取の場には川原委員は立ち会っておりません。
	利害関係があるという指摘もありましたし、ご当人の方からも私が同席するのは適切ではないというお話がありまして、この場では退席をして
	いただいております。よろしいですかね。はい。
180	それから次に参りますが、5 ページ目の真ん中より下のところですけども、民間団体AとB、2 つそれぞれご協力をいただきました。民間団体Aの関係でご報告をします。
181	こちらにつきましては、6 ページ目かな、カタカナのウのところになりますけれども、その当時、その当時ではなく聞き取りをした当時ですけども、桐生市の生活保護利用者の方、13 名について金銭管理事業の関係の契約関係があるというお話をされておりました。
182	こちらについては、ご本人と面会を必ずした上で契約をしているという説明がありまして、そして、福祉事務所が関わる事例につきましては、カタカナのオになりますけれども、その職員と、それからご本人と一緒に事情をお聞きするということをしていたと聞いています。
183	特に、今回私達が調査をしている時期よりも後になりますけれども、令和 6 年の 7 月からは手順を詳細に定めて、それを徹底しているというお話がありました。この団体でやってらっしゃるのは、支援の内容は金銭の管理、それから身元引受、それから住宅の関係の保証と言いましたけれども、賃料の保証ですね、こちらをしているということでお聞きしました。
184	カタカナのカになりますけれども、金銭管理については本人のニーズを確認した上で預かりをしていたと、通帳印鑑ですね、通帳に必ず記録が残っていて、それを利用者に渡して確認をしてもらっているんだというお話がありました。こういった金銭管理の事業に関する利用料金は月 3000 円をいただいているというお話を聞いています。

吉野委員長	
185	それからカタカナのキのところですけども、そのような金銭管理の事業を利用している方がお亡くなりになった場合について、その財産については、相続人がいらっしゃれば相続人に引き継いでいるということで遺贈などの処置を受けていないという原則論をお話いただいております。
186	最後のところにつきましては、一部報道とは事実とは異なるのだというご説明があったので、その通りこちらに記載させていただきます。こちらのA団体の関係ですけど、委員の皆さんの方から補足すること何かありますか。よろしいですかね。はい。
187	続いてBの団体の方になります。こちらにつきましても、お聞き取りの関係でご協力を頂戴しました。主にご紹介するのは7ページ目のカタカナのウからのというところになりますが、この段階ですけれども、桐生市から生活保護を利用している方のうち16名の方と契約関係があるというお話でした。
188	支援が必要な方については、その福祉事務所の職員と一緒に聞くというところから始めて、そしてご本人と合意した後に財産管理契約を締結しておられると、というお話でした。
189	内容としてはこの団体は、身元引受と金銭管理ということをやっているということで、金銭の保証を伴う場合には契約はしていないというお話を聞いています。
190	次のカタカナのエのところですけども、金銭管理につきましては、その団体と利用者からの協力を得た上ですね、利用者の方が安定した生活を送るように実施しているということで、具体的には金融機関の口座を二つ利用するというお話をされていました。
191	一つは年金や保護費が入る口座という形で、その団体がお預かりをしていると、そしてもう一つの口座については、利用者本人が出金できるような扱いをしていて、そちらの出金できるような口座に預かっている生活保護費などが入る口座から、一定額を送金するということをして金銭管理を行っているというお話でした。

吉野委員長	
192	その送金の程度については、これは利用者さんのニーズというふうにお話になっていましたが、ニーズに応じて週 1 回であったり月 1 回であったりと、パターンはいろいろですけれども、定期的に行うというお話をされていました。このような流れで生活を整えていくことで、その元々あった課題が解消されて、安定した生活ができるようになるというお話でした。
193	カタカナのオについては、ここが「そういった金銭管理事務を行う場合に費用徴収されていますか」ということに関して、「無料でやっています」ということでお話がありまして、それからその契約を引き受ける際に預託金を預かるようなこともないし、それから仮にお亡くなりになった場合に遺贈を受けるというようなこともないということでお話をいただいています。
194	最後のカタカナのカの部分につきましては、団体の認識としてはこのように出納帳や通帳記帳の状況というのを確認してもらっているので、トラブルなどは発生していないというようなことを聞いたということになります。
195	こちらですけれども、いかがですかね。委員の皆さん、何か補足しておいた方がよろしいことございますか。大丈夫ですかね。はい。
196	このような形で金銭管理団体 3 団体、それぞれからお話を聞いています。それぞれの団体からは、おおむね 1 時間程度ですかね。それから、こちらには公表資料としてはつけておりませんが、それぞれの団体ではこのような形でやっておりますという形の契約書の雛形であるとか、あるいは、パンフレットといった団体の説明の内容などについては、委員会の方に提出をしていただいて、それは参考資料というふうにさせていただきことを一応報告いたします。
197	それからすいません、続いて 9 ページになりますね。こちらは、社会福祉施設から事実聴取をさせていただいたことの報告になります。こちらについてはですね、9 ページ目のカタカナのイの部分になります。

吉野委員長	
198	境界層の適用措置の関係で扶養届というのが、これまで第三者委員会の中で審議されていたところがあったと思いますけれども、その関係でお聞きしたことになります。
199	平成 30 年度における境界層措置の適用の点の準備が行われていたということで、そのときに施設の担当職員の方が、福祉課の職員から扶養届というものを作成して提出することを求められているというお話がありました。
200	その方は前年度についても、その同じ方に代わって書類の作成を代行していたのですが、平成 29 年度にはその扶養届の提出を求められた記憶がないし、資料もなかったというお話をされていて、どんな記載をしたらいいのかというのを、福祉事務所の職員に確認をしたと。その際に、福祉事務所の職員から指示された内容として、仕送り額には不足額という文言を記入し、そのまま扶養届というものをその担当の職員が代行して記載した。
201	そこに判子も押してあるのですが、判子についてはその施設が、その利用されている方から、預かっていた印鑑を使用しているというふうに説明をされておりました。ただ、その施設の方は、その扶養届を提出したことを担っておられる親族との間では、その頃既に連絡が取れない状況だということは認識していたというお話がありました。
202	ただ、それでもその利用されている方に不利益がないようにというふうに考えて、その扶養届というのを代行作成して付箋紙を貼ってですね、その付箋紙には「代行して書きました」ということが書かれていて、それを福祉事務所に提出し、福祉課に提出したんだというお話がありました。
203	それが平成 30 年度の話なのですが、「その前後のことについてはわかりになりますか」ということでお聞きしたのですが、その前後で勤めておられた担当職員が現在いらっしゃらないということで、その方も担当代わられた理由というのは、一時その職から離れておられて事実としての説明は特にいただけなかったということになります。

吉野委員長 204	過去に資料番号ありますけれども、この経過についてはご報告いただいた部分があります。実際にその場で、この方のケース記録を確認した中では、説明していただいた通り、平成 30 年度に提出されている扶養届には付箋紙が実際についておりまして、そこには代行しているということが明示されていたということになります。
205	こちらの関係ですけれども、委員の皆さんから何か追加で報告することになりますか。
川原委員 206	質問でもよろしいですか。今の施設からの事実聴取、私も同席をさせていただきました。その中で委員長からも説明がございましたが、施設職員は平成 30 年のときに、書類を出す時に、今まで提出してなかった扶養届を提出してくれというのを、市の方から依頼があったと。
207	ここで市にお聞きしたいのは、この平成 30 年から扶養届について、何か指針とか、あるいは、そういった 30 年から提出することになった方針とか、そういうものがあったのかどうかということが分かればと思います。
208	それと、職員も初めて扶養届を出してくれと言われたので、市の方の担当者にもいろいろお伺いした中で、「不足額という単語を書いてくれ」と。代筆で施設職員に対して「書いてください」という指示があったということでもよかったですね。聴取の中でそういう話がありまして、この件については県の特別監査でも指摘され、調査をされていますので、この辺の認識というのは、市の調査でも確認されているのかどうかという部分ですかね。
209	そして福祉施設の職員も不安があったので、その旨を付箋に書き、貼ったまま出して、我々委員としてもそれは確認しておりまして、その通りでした。それがどういう経緯で、そのまま付箋が残されていたのかというの、もし調査の中でわかっていればお伺いできればと思います。よろしくお願いします。
吉野委員長 210	はい。どうでしょうか。

福祉課長	
211	はい。まず、30 年度に何か改正があったかということですが、特段こちらに、30 年度に何かやり方を変えたという状況は把握しておりません。また、この扶養届に関する部分については、県の特別監査で指摘を受けて、その事実確認というところの部分については行っているところではございますが、本来、前の時点でも説明をしたところではございますけれども、この方については、この扶養届が必要であったかどうかという部分についても、具体的にその時に、ケース診断としては検討されていないというような記録には残っていないというところもございます。
212	ここの付箋が貼ったままになっていたということでございますけれども、基本的には代行代筆した扶養届というのは、もうあってはいけないものですので、そこがそのまま当時決裁になってしまったというところなんです。前にもお話ししました通り、境界層の却下については、書面審査のみでの、書面でのケース診断会議を行うということで、具体的な審議が足りなかったということで、当時の上司ともそういった記載のある扶養届をそのまま通してしまったというような状況になるかというふうに考えております。以上です。
吉野委員長	
213	はい。よろしいですか。他にはよろしいですか。
214	はい、それでは、ただいまの件はそこまでにしておきます。 続いて 11 ページになりますけれども、こちらは群馬県地域生活定着支援センターというところからの事実聴取になります。ちょっとなじみのないセンターかと思ひまして、最初のところにはそのセンターの概略をお書きしています。
215	再犯防止推進法という法律が出来上がりまして、この関係で法務省、あるいは、厚生労働省が主体となって進めている取り組みの中に、矯正施設というのは刑務所のことですが、それから保護観察所、それから地域生活定着支援センター、こういった機関の連携で地方公共団体と協働して、その高齢者あるいは障害のある方など、自立した生活を営む上で困難な人たちに対して福祉サービスを提供すると、こういったことを任務としてやっておられるということになります。

吉野委員長	
216	この福祉サービスの中には、生活保護の申請が含まれるというような形になります。聴取した中身につきましては、聴取してお聞きしたことというのが 12 ページからということになります。
217	こちらについては、そのセンターの職員の方、お 2 人その場に来ていただきまして、その 2 人の方が実際に経験された事例ということで 3 つの事例を報告し、説明していただいたということになります。
218	その 3 つの事例に共通していることというのは、桐生市の福祉事務所との機関連携が難しかったということになります。カタカナのウが A 事案ですけれども、こちらについてはそのセンターの職員が申請同行を支援されていたのだけれども、同席を認めるか認めないかというところで逐一、群馬県に確認をする作業などが必要、手続きがスムーズに進まなかったという話。
219	それから自立準備ホームというのが出てきますけれども、これは保護観察所の方が行っている更生緊急保護という制度であり、法律に基づく制度なんです、そちらの関係で、桐生市の福祉事務所とうまく連携が取れない実情があったということが報告されています。
220	それから、カタカナのエですけれども、これは 2 つ目の事案、B 事案となっていますが、こちらについては、すいません、私さっき間違えちゃったかな、A 事案については、ごめんなさい、さっきの自立準備ホームの話ですかね。B 事案についてが、センターの方が同行支援をしていて、その同行支援をする際に、群馬県とやりとりをする必要に迫られて、機関連携が難しかったということの事案でした。
221	それから 13 ページですけれども、カタカナのオの C 事案ですけれども、こちらは、桐生市の他の長寿支援課というところの相談の過程の中で、これは生活保護法に基づく施設ですけれども、救護施設という話題が出たんですけれども、このことに関して桐生市の福祉事務所とトラブルになってしまった、職員から怒鳴りつけられてしまったことがあったのだということで、連携がなかなかうまく図れなくて苦労したという話をされていました。

吉野委員長 222	最後ですけれども、今年度に入ってからには機関連携がスムーズにできているようだという報告があったことになります。こちらについてですけど、何か委員の皆さんから何か追加ございますか。大丈夫ですかね。
小竹副委員長 223	すいません追加ですが、ヒアリングした方で同席された女性の職員の方がいらっしゃって、女性の職員はあまりにも強く言われてしまうので、もうちょっと行きたくないというような状況に陥ったというところですよ。そのぐらいまで言って大丈夫でしょうか。はい。
吉野委員長 224	そのようなお話をされていたのは事実ですね。その地域生活定着支援センターの職務として、各生活保護の申請窓口のところには行かれているというお話がありまして、その中で報告いただいた事例などを中心として、桐生市の福祉事務所と機関連携がかなり難しかったと。
225	先ほど副委員長からお話があったように、桐生市にあんまり行きたくないというそういう趣旨の話をされておりまして、大変だったということをお聞きしたことになります。
226	はい。では最後の項目になりますけれども 14 ページからですね。こちらについては、現職の職員と退職の職員からの事実聴取があります。退職職員の関係は、すいません現在調整中ですので、後ほどということになります。現職の職員からの事実聴取につきましてはアンケート方式でお願いをしています。
227	ここにありますがけれども、回答していただいた方はこの人数でして、9 割の方から回答を得られたということになります。質問の一番というのは厳しい指導、ごめんなさい、これ何回目かの審議のときに厳しい指導した管理職がいたということが、こちらの第三者委員会の中で話題になりましたけれども、そのことに関する追加聴取ということになりまして、この件について「心当たりがあるか」「ある」という方はどんなことなのかというようなことをお聞きしたものになります。

吉野委員長 228	こちらについては自由回答で回答していただいておりますが、その中でですね、確かに管理職から厳しい指導があったというふうな趣旨の回答してもらっている方が4割ぐらい、ただ同じぐらいの割合で適切な指導を受けていたという回答もございました。さらに、2割の方はそのようなことも思い当たらないという回答もしておられたということになります。
229	質問の2番としては、生活保護に関する福祉事務所の相談や指導や対応などに関して、今から振り返ってみてですね、何か問題があったというふうに考えられる事柄がありますかということで、こちらも自由記載をお願いしておりました。
230	こちらの回答につきましても2割の方はそういったことは思い当たらないという回答でして、そして15%の方は問題があったようなことはなくて必要な範囲で行っておりましたという趣旨のことが書かれておりました。6割がたの方は今から振り返ると、不適切なものがあるだろうということが自由記述で書かれていたということになります。
231	詳細な内容を書きますと、どの職員が何を言ったかというのがちょっと判明してしまうようなことになりますので、そこまではちょっと報告できませんけれども、結果の中身を見ますと、質問の1番につきましては管理職から職員に対する厳しい指導があったという意見もあるのですが、ただ適切な指導の範囲内だったという意見もありまして、ほとんど数値としてはあの変わりがないというような状況でした。
232	ただ、厳しい指導があったと指摘する意見の中には、生活保護開始決定時の決裁慣行が非常に職員にとっては負担だったという意見とか、あるいはハラスメントまがいの上司の対応があったのだというようなことを指摘されているもの、それから生活保護開始とならない対応、これを推奨するかのような雰囲気ということを、具体的に記載されているものがありました。

吉野委員長	
233	他方ですね、同じぐらいの割合で見られた適切な指導の範囲内だったと思うという意見では、その指導の対象になる職員自身が法律などの知識が不足しているからやむを得ないとか、あるいは事実聴取が行われるべきものが行われていないということだとすると、適正な法執行にならないということで、そういう観点で厳しい指導があるのは当然なのだということが書かれていたということになります。
234	それから質問の2番ですけれども、こちらについての分析としますと、既に私達の方でいろいろとこで取り上げてきたことは、市の職員の方も、関心事として見聞きされておられるということもあると思いますけれども、そういうこともあってですね、振り返ってみると不適切なものがあるという意見が大半を占めておられました。60%ぐらいですかね。ただ、その中には必要な範囲だとする回答があったということは先ほどご報告した通りです。
235	具体的な中身を見ますと、必要な範囲だったという回答についても、不適切なものだったという回答についても、その評価をしている対象となっているのは、共通しているところがありまして、生活保護の利用者、あるいは申請者に対しての、ケースワーカーが厳格な指導をしている事実というのはそれぞれの方から得られています。
236	ただ、それが必要な範囲だという評価になるか、あるいは不適切な範囲だという評価になるかというところで、少し分かれているというようなことが、見受けられたということを報告したいと思います。
237	最後に退職職員から事実聴取ですけれども、こちらすいません、冒頭にもお話しましたが、年末12月25日に実施しておりまして、今調整中ということで、今日は具体的な報告はしていないということになります。
238	以上が、私達委員会としての事実聴取の結果報告になります。全体の中でそれぞれの委員の皆さんから何か補足、あるいはここはということでお話をいただく、あるいはご意見などありましたらと思いますが、いかがでしょうか。

川原委員 239	はい。14 ページの職員からの事実聴取の中で、厳しい指導をした管理職がいたというのはこの第三者委員会の中でも、これまで話の中で出てきていることを踏まえての調査だったと思いますが、その厳しい指導した管理職がいたという部分は、特に職員に対しての指導という形で、我々も認識していたという部分で、15 ページの最後の部分で、生活保護利用者、申請者に対してケースワーカーが厳格な指導をしていた、これは必要な範囲、不適切なものがあつたようですけども、ここまでの厳しい指導をしていた範疇に入る部分もあるかと思います。 これまでの認識とはちょっと広がってきたのかなという思いがちょっとあるのですけど、感想として。
吉野委員長 240 総務部長 241	このあたりについてあれですかね。ご報告いただけることありますか。 多くを語ると個人情報になることもあるので、ちょっと雑駁に私の印象と感想ということです。分かったところの背景としては、その職員と上司の職員の関係が良好な関係だったとすると、上司がやっぱりこの職員は評価できると、なかったとするとこの職員は評価できないと、二つに分かれちゃうということもあり、その職員の認められ方というのもありますので、やっぱりその中で今言った、常に厳しい指導だったのかということも分かれてしまうこともあります。
242	正直言ってその上司、例えばその上司とそれぞれの職員の関係性というのも若干あるので、なかなかこういうところが、客観的にそれがどうだったかっていうことが、多分そのところでちょっと分かれたという話を、私は聞いている印象があります。
243	でも、全体的には無記名だったということもありますので、率直にその当時のことを話しているという印象もあるのでこれをどう見るかっていうところだと思います。以上です。はい。
吉野委員長 244	よろしいですか。他にございますか。

小竹副委員長 245	はい。やはりこの質問の振り返ってみると、不適切なものがあったというこの 62%っていうのが多分、全てなのかなと思います。当時とても厳しい指導とかが行われてたときというのは、もしかすると、その担当の方にとってはそれが当たり前だと思ってたのかもしれませんが、今の基準からすると、要はいろいろよく表面化して「問題だよね」というふうに言われて、素にかえってみるとやっぱり問題だった、それが 62%、これが多分全てなのかなというふうに思いました。
246	ですので、担当された方々の中でも 6 割が問題とおっしゃっているということなので、これはもうそういうふうに受け止めるしかないなという印象です。以上です。
吉野委員長 247	よろしいですかね。はい、どうぞ。
小竹副委員長 248	今回、いろいろ事実聴取ということでやらせていただいたのですが、やはり任意に来ていただいて、そしていろいろお話を伺って、こちらから話しやすい雰囲気を作りながら、お話を伺っているのですが、私どもやはり取り調べの専門家ではないので、どこまで肉薄できるかというところはですね、最善を尽くしているつもりでおりますが、やはりそういうスキルはないもんですから、そこをしてちょっと第三者委員会はツッコミが甘いよねということを言われてしまうと、ちょっとそこは本意ではありません。
249	ただ、我々は時間の中でしっかりやっているつもりでおりますので、そこは少しご厚意いただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。
吉野委員長 250	ご協力いただいた皆さんはですね、実際のところでいくと、どんなこと聞かれるんだろうっていう感じでですね、戦々恐々とされている雰囲気が少しありました。ただ。その中でも私達からすると、生の経験した事実をお聞きしなければいけないものですから、そこについては工夫をしたというつもりでおります。

吉野委員長	
251	今お話ししましたように事実聴取を重ねてきました。今日報告ができなかった部分につきまして、内容について今調整中ですので、この後、調整が整えば、公開をさせていただくものが出てくるというふうに思います。そちらについては、適宜のところで報告をさせていただくということを考えているということをお話したいと思います。
252	その追加で公表する時期についても、次回の委員会を待たずに、次回の委員会までの間で、調整が整えば公表するというようなことを私の方からお願いをしてございますけれども、こちらについては事務局の方と相談しながらですね、適宜の時期にということを考えているということをお話したいと思います。
253	そうしますと、今日資料の関係は以上になるんですけれども、最後にお話を少し、口頭での報告になりますので恐縮ですがさせていただきますと思います。
254	前回の会議の席の中で、委員会としてこれまで桐生市の担当部局の方から説明をいろいろ頂いてきたところがあったということでしたが、それ以外にもですね、広く桐生市の皆さん、あるいは外部の方から情報提供を受けてはいかがかという問題提起をさせていただきました。
255	それにつきまして、どのような方法をとるかといったことも含めて協議をいたしまして、結果としましては、今年に入ってからになりますけれども、1月の6の日から今日の10時ぐらいまで出来たのですが、今日までですね、情報提供を募るということで、ホームページ上、それから記者さんの方にもいろいろと働きかけをしていただいたと聞いております、そういったことを報道してほしいということですね。
256	それから一般向けの内容にはなっているのですが、市の職員の方に対してもこのアンケートフォームの同じものを使って、情報提供いただけるものがあれば情報提供してほしいということで、市の職員の内部についても、広報をお願いしまして、内部の職員の方からも別に記名にする必要はなかったのですが、何名か記名のような形でご回答いただいたという実情があります。

吉野委員長	
257	今日まで募っておりましたので、ちょっと中身については、非常に雑駁なところしかまだ見られていないというところではありますけれども、お1人で、1つの投稿で2つの事例を投稿できるようなフォームを作っておりましたが、投稿した数ということで情報提供いただいた方の数ということでいくと83の投稿がありました。
258	83件あったんですけれども、具体的な事情としてその書いていただいたものが、1つ提供していただいた方と、2つ提供していただいた方とありますので、それに合わせますと、83+35なので118の事例が具体的な事実として提供されています。
259	すいません今の数字は、あのざっと数えたものなのでもしかしたらちょっと違っているかもしれませんので、概数ということでご了解いただければと思います。
260	情報提供いただいた方の属性ですけれども、桐生市にお住まいで生活保護を利用されてるのだという方が3割ぐらい。生活保護を利用していないけれども桐生市にお住まいですという方が46%。それ以外の方は桐生市にお住まいではないという方です。
261	そして、提供していただいた情報ですけれども、こちらについては、ご自身の体験というものが70%で、他の方が何かされている、何かしているという状況を見たり聞いたりしたという場面についての情報提供が30%でした。
262	時期といたしましては、最も多かったのが今回私達第三者委員会が調査を担当している時期と同じですけれども、平成30年から令和6年の3月までということになっています。それが60%を占めていました。
263	その次に多かったのが、その前の5年間になりますけれども、平成25年から平成29年、2013年から2017年の期間のものが27%ということでございました。

吉野委員長	
264	細かい事例の内容につきましては、その方によってなんていうか、個別の事例が挙げられておりまして、この内容を全て公表するということではかなりなんていうか、個人情報の関係で、よろしくないということになります。今日時点で先ほどお話したように 100 を超える事例のご提供をいただきました。
265	そのことに関しまして、まずこの場ですね、ご提供いただいた方にご協力いただいたことを感謝申し上げたいというふうに思います。記名式ではないので、それぞれの事例がどのようなことなのかという細かいところまで、こちらから反面調査をすることはできませんけれども、それぞれの方にはお願いをして、こちらの方からお願いをさせていただいた内容を、意識していただいでですね、何か感想とか意見とかそういうことではなくて、それぞれの方がそれぞれ見聞きした事例、あるいは自分で体験した事実について、ご提供いただいたものというふうに認識しています。
266	中身を読みますと、かなり具体的に今書かれておりまして、誰がという部分であるとか、そういったところまで含めてですね、どんな言葉だったのかということまで含めて、事実の提供があったというふうに考えております。
267	こちらにつきまして、内容の問題がありますので、そのまま公表するということではできませんけれども、こちらの第三者委員会の方でそれぞれの委員の皆さんと少しお話をさせていただいて、どのような形で公表していくかということを考えたいというふうに考えております。
268	情報提供いただく際にもそのことについては注意書きで書かせていただいております。個人情報の点に配慮しながら公表させていただくことがあるということなので、そちらについての御配慮を怠らないようにしたいということを申し上げておこうと思います。
269	すいません、中身についてはちょっとご報告できないのですが、概数それからどんな属性の方からどんな情報だったのかということについて、ご報告を差し上げたということになります。こちらについてはこの程度ですがよろしいですかね。はい。

吉野委員長	
270	今日の会議の議事としては以上になります。次にですね、私どもの方で今後の第三者委員会に関する資料提出のスケジュールというものを、前回提出をしていただきました。その中で触れておりますけれども、今年の3月の下旬には報告書を提出させていただく予定ということが書かれております。
271	この委員会の中でこのような形で事実調査をしております、さらに今日も今、口頭でご報告しましたが100を超える事例の提供がございました。ございましたけれども、一つの年度というのは区切りでもありますし、私どもとしては、できれば時期をあまり失するのにも相当ではないと考えておりますので、今年度内にですね、会議体を終了させて報告をしたいという気持ちで、今動いているということを報告したいと思います。
272	第8回、次回の会議が3月の14日に予定をされております。できればここで報告をさせていただいて、そして最後、桐生市の市長さんに報告させていただく内容を確定させるようなことができればというふうに、今考えて準備を進めているということでございますので、その点について追加で報告をしたいと思います。
273	委員の皆さんもそういう形でよろしいですかね。はい。 以上ということになりますので、ここまですべて一応公開の議事を終えたいと思います。先ほどちょっとですね、質問の中で若干プライバシーに当たるところはあるというお話もありましたので、少しこの後を非公開の形のやりとりを少しさせていただければというふうに思いますので、ご協力をお願いします。
274	では今回の議事はこれで終えたいと思います。最後に、事務局から連絡事項をお願いします。
事務局	
275	事務局より連絡事項です。 次回第8回第三者委員会は3月14日（金）午前10時より、美喜仁桐生文化会館、スカイホールBで開催予定です。

事務局	
276	一般傍聴席のご用意は 40 席になる予定です。 傍聴に関するご案内を含め、開催概要が正式に決まりましたら、改めて桐生市のホームページに掲載をいたします。
277	また、日程の変更や公開の部分などについては、3 月 7 日（金）までに、桐生市のホームページでお知らせをする予定です。
278	必ずご確認をいただいた上でお越しく下さい。
279	ホームページをご覧いただけない場合は、3 月 7 日以降に事務局までお問い合わせをお願いいたします。
280	その他、お問い合わせ事項がございましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。
281	お問い合わせいただける時間は、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までになります。
282	なお、事務局は人材育成課内に設置しておりますので、よろしくお願いいたします。
283	本日の委員会の議事録は桐生市のホームページにてご確認くださいませ。準備にお時間をいただきますので、ご了承をお願いいたします。
284	報道関係者の方にご連絡です。 桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会傍聴要領第 12 条に基づき、委員長より報道関係者の方の質疑応答に関して、第 7 回委員会においての許可を得ております。
285	ただいまより 15 分間になりますが、委員の皆様には質疑のある方は挙手の上、指名をされた方より報道機関名をお伝えいただき、お話をお願いいたします。
286	なお、冒頭でもお伝えいたしましたが、撮影等に関しては報道関係者席前方のホール内でお願ひします。

事務局	
287	また今回は検証委員会の場合でありますので、委員の方への質問とさせていただきます。
288	質問の内容に関しても、本委員会の所掌事務に関する概要をお願いいたします。
289	質疑応答に関する部分は、議事録には掲載をいたしませんので、よろしくをお願いいたします。
290	傍聴の皆様の中でご退席を希望される方は、傍聴札をお手数ですが出入口におります事務局係員にお渡しいただき、お忘れ物のないよう気をつけてお帰りください。
291	それでは、ご質問があれば挙手を願います。 (= 質疑応答 =)
292	ありがとうございました。以上で質問を終了します。
293	これで第7回第三者委員会第1部を終了いたします。 委員の皆様は第2部開催までお待ちください。
294	冒頭にもお伝えいたしましたが、第2部につきましては個人情報扱うため、非公開になります。
295	傍聴の皆様のご退出をお願いいたします。
296	第2部の内容に関しましては、議事概要となりますので、よろしくお願いいたします。
297	傍聴の皆様、お忘れ物のないようどうぞお気をつけてお帰りください。 (終)